

認定こども園函館市つつじ保育園延長保育および預かり保育事業実施要綱

函館市つつじ保育園延長保育実施要綱(平成 24 年 4 月 1 日施行)の全部を改正する。

(目的)

第 1 条 この要綱は、保育認定を受けた児童について、保護者等の就労形態の多様化に伴い、通常の利用日および開園時間において、認定こども園函館市つつじ保育園（以下「つつじ保育園」という。）で引き続き保育を実施することで、安心して子育てができる環境を整備し、もって児童の福祉の向上を図るため、函館市における延長保育事業（以下「延長保育」という。）および預かり保育事業（以下「預かり保育」という。）の実施に必要な事項を定めるものとする。

(対象児童)

第 2 条 事業の対象児童は、次に掲げる児童とする。

- (1) 延長保育の対象となる児童は、つつじ保育園に在園する子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 19 条第 1 項第 2 号（2 号認定）または第 3 号（3 号認定）の児童とする。
- (2) 預かり保育の対象となる児童は、つつじ保育園に在園する子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 19 条第 1 項第 1 号（1 号認定）の児童とする。

(実施日および延長保育・預かり保育時間)

第 3 条 つつじ保育園における延長保育および預かり保育の実施日は、つつじ保育園が定める開所日とし、延長保育および預かり保育時間は次のとおりとする。

- (1) 保育標準時間認定を受けた児童に係る延長保育時間は、午後 6 時 15 分から午後 7 時 15 分の範囲内で保護者が必要とする時間。
 - (2) 保育短時間認定を受けた児童に係る延長保育時間は、午前 7 時 15 分から午前 8 時までおよび午後 4 時から午後 7 時 15 分までの範囲内で保護者が必要とする時間。
 - (3) 教育認定を受けた児童に係る預かり保育時間は、午前 7 時 15 分から午前 9 時または午前 8 時 30 分（規則第 8 条第 3 項に規定する保育時間）および午後 1 時または午後 12 時 30 分（規則第 8 条第 3 項に規定する保育時間）から午後 7 時 15 分までの範囲で保護者が必要とする時間。
- 2 つつじ保育園は、延長保育および預かり時間帯においては、常時 2 名以上の保育士を配置するものとする。
- 3 つつじ保育園は、開園時間の後 1 時間を利用する児童に対して、適宜、間食等を提供するものとする。

(利用申込)

第 4 条 延長保育および預かり保育の利用を希望する保護者は、あらかじめ延長保育お

よび預かり保育利用申込書（様式 1 号）をつつじ保育園の園長に提出するものとする。ただし、緊急のため事前に申込書を提出することができない場合は、口頭での申し込みができるものとする。この場合、利用後速やかに申込書を提出しなければならない。

（実施状況の報告）

第 5 条 つつじ保育園園長は、延長保育および預かり保育の利用があった場合には、延長保育および預かり保育利用確認簿（様式 2）を毎月、月初めに子どもサービス課へ報告するものとする。

（利用料）

第 6 条 延長保育および預かり保育を利用する児童の保護者は、利用に要する費用として、条例第 4 条第 5 項から第 7 号、第 6 条第 5 項に規定する額（以下「利用料」という。）を負担しなければならない。

2 利用料は市長が発行する納付書により指定する期日までに納入しなければならない。

（補足）

第 7 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。